区有施設の使用料に関する基本的な考え方

平成24年6月

台東区

企画財政部 経営改革担当

目 次

は	じめに		1
1.	施設	は使用料に関する基本的な考え方	1
	(1)	基本的事項	1
	(2)	対象範囲	2
	(3)	施設使用料の見直し	3
	(4)	指定管理者制度導入施設の利用料金制	3
2.	施設	対使用料の設定	4
	(1)	原価計算による算定	4
	(2)	同種・類似施設の使用料との比較	5
	(3)	政策推進のための使用料設定	5
	(4)	使用料の割増、割引の取扱い	5
	(5)	付帯設備の使用料	6
3.	施設	党使用料の減額・免除	7
	(1)	減額又は免除できる場合	7
	(2)	減額できる場合	7
	(3)	その他の場合	7
4	協到	発使用料の環付の取扱い	8

はじめに

区有施設の使用料(以下「施設使用料」という。)については、施設の利用者(受益者)に適正な負担を求めるという考え方のもと、その適正化に努めてきたところである。特に、財政健全推進計画(平成12年3月)の策定時には、「受益者負担適正化検討部会」を設置し、使用料改定や、減額・免除の考え方を整理するなどの見直しを実施した。

また、その後も、施設の維持管理経費や、物価、地価の動向、近隣自治体の類似施設の状況などを踏まえ、各施設の使用料について概ね3年毎に検証と見直しを行ってきたところである。

引き続き、施設使用料の公平性及び透明性を確保していくためには、さらなる見直 しが必要である。そこで、区としての施設使用料に関する基本的な考え方を行政経営 推進庁内検討会で改めて整理して検討を行った。

この基本的な考え方に基づいて、施設使用料の一層の適正化を推進していく。

1. 施設使用料に関する基本的な考え方

(1) 基本的事項

ア 受益者負担の原則

施設使用料は、地方自治法第 225 条に基づき、利用者に施設利用の対価として 負担いただくものである。

施設の維持管理に要する費用(コスト)は、施設使用料だけではなく、公費つまり区民からいただいた税によっても負担されている。そのため、施設を利用しない区民との負担の公平性を確保するため、施設の利用者(受益者)に使用料という応分の負担をいただくことが望まれる。これが受益者負担の原則であり、利用者に施設使用料を求めることの基本的な考え方となっている。

イ 使用料設定方法の明確化

区が利用者(受益者)に応分の負担を求めるため、受益者負担の原則に基づいて、使用料を設定し、その根拠を明確にし、透明性の確保に努めることとする。

(2)対象範囲

ア 対象となる施設使用料

以下のとおり、地方自治法第 225 条に基づき区 (行政委員会を含む。) が徴収する使用料を対象とする。

	0 K/11 1 E/13 K E / 00		
I	集会室・会議室 (例) 区民館、生涯学習センター、社会教育館、老人福祉館など		
П	体育・健康増進施設 (例) リバーサイドスポーツセンター、清島温水プール、 健康増進センターなど		
Ш	文化・産業施設 (例) 下町風俗資料館、区民会館、浅草公会堂など		
IV	土木・交通関連施設 (例) 自動車駐車場、自転車駐車場、レンタサイクルなど		
V	校外施設 (例) あわ野山荘、霧ヶ峰学園		

イ 対象外とするもの

以下のものについては、別途、明確な算定根拠が定められていることから対象外とする。

	法令等により統一的な基準が定められているもの		
I	(公営住宅法等)		
	(例)「区民住宅・台東区特定優良賃貸住宅」に係る使用料		
	「東京都台東区行政財産使用料条例」によるもの		
П	(行政財産の目的外使用許可における使用料)		
	(例)公衆電話、銀行の ATM など		

(3) 施設使用料の見直し

ア 見直しの周期

施設使用料については、原則として3年ごとに見直しを行うこととする。

ただし、社会経済状況や区民ニーズの変化、施設の大規模改修など、施設使用料を算定するための原価に影響が生じると見込まれる場合には、3年の周期にとらわれず適宜検証を行い、必要に応じて施設使用料を見直すものとする。

イ 企画課(経営改革担当)及び関係各課との協議

施設の所管課は、使用料の額、設定方法、減額及び免除の適用範囲など、施設使用料を変更する場合、また、新たな施設の使用料を設定する場合には、事前に企画課(経営改革担当)と協議するものとする。

また、公共施設予約システムを導入している区有施設の使用料を変更する場合、 また新たに公共施設予約システムを導入する場合は、情報システム課とも協議す るものとする。その他、関係各課と必要な調整を行う。

ウ 行政経営推進庁内検討会での検討・調整

使用料の額、設定方法、減額及び免除の適用範囲など、施設使用料を変更する場合、また、新たな施設の使用料を設定する場合には、行政経営推進庁内検討会で検討及び調整を行っていくものとする。

また、この「区有施設の使用料に関する基本的な考え方」の見直しについては、 本検討会で検討を行っていくものとする。

(4) 指定管理者制度導入施設の利用料金制

ア 指定管理者が管理・運営する公の施設の利用料金の取扱い

指定管理者制度を適用している公の施設において、利用料金制(地方自治法第244条の2第8項)を導入している場合は、本基本的な考え方を踏まえ利用料金を見直すものとする。なお見直しは、原則、指定期間の更新時に行うものとする。

イ 指定期間中の変更

上記アに関わらず、指定期間中に利用料金の額や減額・免除の範囲を変更する必要がある場合、また、利用料金制を導入する必要がある場合には、事前に指定管理者と協議を行い、その了承を得るものとする。

2. 施設使用料の設定

施設使用料の設定にあたっては、人件費や減価償却費など施設の設置・運営経費に基づき原価を計算するとともに、近隣自治体や民間の同種・類似の施設における施設使用料との比較や、政策的な要素を取り入れるなど、総合的に判断して行うものとする。

(1)原価計算による算定

施設使用料の設定にあたっては、原則として、原価計算を行うこととする。その場合、単位あたりの原価を算出し、それに受益者負担割合を乗じることを基本とする。受益者負担割合については、施設の設置目的や、提供するサービスを考慮して、施設ごとに定めるものとする。

ア 原価の算出方法

原価については、「委託料」、「光熱水費」そして「人件費」など施設の管理運営に必要な経費から算出する。

ただし、災害等による臨時的な費用や経費については除くものとする。

イ 単位あたりの原価の算出

原価計算は、単位あたりの原価を算出する方法を基本とし、単位は、「1室(面)あたり」とする方法と「利用者1人あたり」とする方法が考えられる。その他、施設の利用形態に応じて適切な単位を定めることができる。

(ア)1室(面)あたりの原価の算出方法

会議室や集会室、テニスコート等、1 部屋(区画)について時間を区切って貸し切りで利用する施設は、1 m · 1 時間あたりの費用を計算し、貸出面積と貸出時間をかけて単位あたりの原価を算出する。

(イ) 利用者1人あたりの原価の算出方法

文化施設など利用者1人あたりとする場合は、年間利用者数で割って、単位あたりの原価を算出する。

ウ その他の原価算出方法

原価の算出方法は以上の方法を基本とするが、施設の性質に応じて別の方法で適正な原価算出が行える場合は、その方法によることを可とする。

(2) 同種・類似施設の使用料との比較

施設使用料の設定に際しては、近隣自治体や民間が運営する同種・類似の施設の 使用料について把握に努め、その比較・検証を行うものとする。

また、区が設置している同種・類似施設の使用料との整合性を十分に図るものとする。

(3) 政策推進のための使用料設定

施設使用料の設定にあたっては、(1)及び(2)によるほか、行政目的の達成に 向けて施設をより効果的かつ効率的に活用する視点や、区の財政状況等を踏まえ、 政策的な要素を取り入れるものとする。

(4) 使用料の割増、割引の取扱い

施設使用料については、割増又は割引料金を設定することができる。

その場合には、施設の設置目的や利用形態、設定による効果、稼働率そして近隣 自治体や民間の同種・類似施設など、施設を取り巻く状況を十分に検証したうえで 設定するものとする。

ア 夜間の施設利用

人件費や光熱水費、管理委託にかかる経費など、夜間の維持管理経費が昼間と 異なる場合には、昼間の施設使用料に対して割増し、又は別途夜間の照明代など として利用者に求めることができる。

イ 土曜日、日曜日及び休日の施設利用

土曜日、日曜日及び休日の施設使用料について、平日と別の設定を行うことができる。

ウ 大人・小人の料金区分

大人料金と小人(子ども)料金とを区分して使用料を設定することができる。 その場合、小人の施設使用料は、原則、大人の2分の1の額とする。

小人の料金区分の対象は、小学校の児童並びに中学校及び中等教育学校(前期) の生徒とし、学齢に達しない乳幼児が利用するときは、原則、無料とする。

その他、小学生、中学生、高校生、大学生など、別の区分を設けて使用料を設定することを可とする。その場合には各区分を設定した理由及び金額の根拠を明確にする。

エ 入場料等を徴収する場合や営利活動を行う場合

入場料、その他受講料など金銭を徴収する場合は、施設使用料の割増しを行う ことができる。

また、施設の設置目的から物品販売などの営利活動ができる場合には、同様に施設使用料の割増しを行うことができる。

オ 民間企業などの営利団体の施設利用

公の施設の利用について、民間企業などの営利団体の利用を一律に禁止することは、公の施設の性格から必ずしも適切ではない。したがって、営利団体の利用に際しては、区民又は区内在学・在勤者の利用が不利にならないよう配慮する。

そのため、必要に応じて予約申込み受付や、「エ 入場料等を徴収する場合や営利活動を行う場合」と同様に施設使用料の設定で営利団体との間に差を設けることができる。

カ 区内在住・在勤・在学者以外の利用

区が設置する公の施設は、公費つまり区民の税金を投入して整備し、管理運営を行っている。従って、区内在住・在勤・在学者以外(以下「区外在住者」という)の利用を想定している施設については、その利用により、区民又は区内在学・在勤者の利用が不利にならないよう配慮する必要がある。そのため、区外在住者の利用について、予約申込みの受付や受益者負担割合など施設使用料の設定で区民等との間に差を設けることができる。

(5) 付帯設備の使用料

施設に付帯する設備や備品は、施設利用者によって使用する場合としない場合がある。そのため、付帯設備の使用料についても、原価や近隣自治体や民間の同種・類似施設における付帯設備の状況を参考にして設定するものとする。

3. 施設使用料の減額・免除

施設使用料は、「受益者負担の原則」の観点から、利用者から等しく負担していただくことが原則である。そのため減額・免除は、慎重に適用する。

したがって、減額・免除を行うにあたっては、区民負担の公平性及び公正性を確保するため、以下の適用事由による。

(1)減額又は免除できる場合

以下の場合には、減額又は免除できるものとする。

適用範囲

- ①区が主催又は共催1するとき
- ②区以外の官公署が行政目的で利用するとき
- ③区の外郭団体が団体本来の活動目的で利用するとき
- ④区内の各種団体が行政活動の協力目的で利用するとき または、区の行政に密接に関わる活動目的で利用するとき
- ⑤指定管理者・管理運営団体が当該施設を行政目的で利用するとき
- ⑥区内の保育所等、幼稚園、小学校又は中学校が教育目的で利用するとき

(2)減額できる場合

以下の場合には、減額できるものとする。

適用範囲

- ①区が後援、協賛するとき
- ②公共的団体が団体本来の活動目的で利用するとき

(3) その他の場合

上記のほか、区が特に必要と認める場合は、減額又は免除できるものとする。 その場合には、施設の設置目的や態様、近隣自治体や民間の同種・類似の施設な どの状況を考慮して行うものとする。

後援:主催者が行う事業に間接的に協力するため、名義使用を承認する場合

協賛:主催者が行う事業に賛同する意見を表示する場合

(「台東区後援名義等使用事務取扱基準」(11 台総総発第 461 号) より)

¹ 共催:区の事務事業又は、これと密接な関係を有する事務事業について区が区以外の主催者と共同して当該事業を主催すること。

4. 施設使用料の還付

施設の利用申込者が事前に納めた施設使用料は、還付しない。

これは、利用申込者が施設使用料を事前に納めて管理者が承諾した後は、他の利用の申請を断るなどの事務を行っており、使用しないことを理由に使用料の還付を認めると、安易な使用申請を招き、施設運営上の支障や他の区民の利用機会を妨げる恐れがあるためである。

ただし、次の場合については、環付の対象となる。

- (1) 災害その他の事故などにより、施設の利用、又は利用者の安全の確保ができないと区が判断する場合は、全額還付するものとする。
- (2) 施設や備品等の損壊や不具合など、施設の維持管理上の問題や利用者の安全管理の必要性から、区が利用を停止した場合は、全額又は一部を還付するものとする。
- (3) 施設の利用日以前の一定の時期までに、利用申込者の都合により取消し手続きを申込窓口で行った場合は、全額又は一部を還付することができる。 なお、時期や、還付割合については、区内同種・類似の施設との整合をとるものとする。
- (4) その他、区が特別の理由があると認めた場合は、全額又は一部を還付することができる。